平成２５年（フ）第５７２号
兵庫県姫路市田寺４丁目７番23号　ヴィレッジ田寺８号室
債務者　岡田　幸人
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５７８号
兵庫県姫路市飾磨区中島３丁目126番地グリーンハイツ中島301
債務者　一柳　大介
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５７９号
兵庫県姫路市飾磨区中島３丁目126番地グリーンハイツ中島301
債務者　一柳友梨英
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２号
兵庫県加古川市加古川町稲屋971番地の61
債務者　澤田　慎一
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１６号
兵庫県姫路市西庄132番地１西庄県住１棟405号
債務者　細川みつ子（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４０号
兵庫県姫路市御立東２丁目26番９号サンパティック御立Ａ105号、住民票上の住所兵庫県姫路市余部区上川原34番地８
債務者　三輪　慎一
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７９号
兵庫県豊岡市上陰181番地の１　ケンズスクエア308
債務者　才木　純子
1　決定年月日時　平成26年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第４１１号
奈良県生駒郡三郷町立野南３丁目15番41号202号室
債務者　伊藤　　功
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４５８号
奈良市学園大和町６丁目1542番地の392　108号
債務者　澤井　和幸
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４１号
奈良市大安寺２丁目５―３　グリーンハウス山ノ口Ａ―205、住民票上の住所奈良市大安寺５丁目７番51―３号
債務者　竹田はるみ
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１５号
鳥取県鳥取市伏野1135番地
債務者　奥村　美幸
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４１号
広島市安佐南区安東７丁目13番12号
債務者　荒神　増幸
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２号
広島市安佐南区安東７丁目13番12号
債務者　荒神美津恵
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６９号
広島県東広島市西条町御薗宇2630番地１
債務者　岡本　　悟
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３号
山口県下関市王司上町５丁目７番53号
債務者　内田　　勉
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
山口県下関市王司上町５丁目７番53号
債務者　内田　文美
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
福岡県飯塚市川島205番地１　市営久世ヶ浦住宅２棟223号
債務者　椎木由美子
1　決定年月日時　平成26年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部